



和歌山市議会二月定期議会が二月二十四日から三月一十三日まで開催されています。私は三月五日、一般質問で本町地区に設置が計画されている「ミニボートピア（場外舟券売場）」市が計画している支所・連絡所の窓口業務廃止問題を取りあげ、市長の見解を質しました。

ミニボートピア設置 地元説明会をやりなせ！

説明会の内容がそのたびに変わる

「説明責任をはたせ」市長が答弁

本町地区ミニボートピア（場外舟券発売場）設置計画の事業主は六洋エンタープライズ社です。事業主は一月、設置計画の説明会を開催しましたが、そのたびに説明内容が異なっており、住民から「説明会とは言えないと」「やうなおせ」との声があがっていました。

例えば会社概要について、資本金は三〇〇〇万円、翌日は三五〇〇万円と説明。また発売所販売日数は年間三六〇日、内ナイト営業日数を本町地区十一区自治会説明会では三三〇日と説明しながら、地区全体の説明会では一言も触れず、説明資料から削除したものを配布しました。私はこのことに対する市長に「説明したとはいえない」と質しました。市長は「事業者が責任をもつて行うもので、再度住民に誤解や不安をあたえるのないよう十分な説明責任をはたさなくてはならない」と答弁しました。



場外舟券売場設置計画されている空地・本町地区

発売所の規模によって国基準は異なるか

「小規模だから縮小しても」との考えはない－市長が答弁

舟券場外発売所は発売窓口が十五以上をボートピア、以下をミニボートピアとしている。和歌山市は二〇〇七年九月「設置に関する基本的な考え方」の条件緩和を計り、「ミニボートピアは小規模なことから基本的な考え方の対象とはせず、国基準に準する」としました。

私はこの問題をとりあげ、「小規模発売所としても、国基準は縮小されていない」と指摘しました。市長は「ボートピアもミニボートピアも国基準は同じ。所在する自治会の同意の範囲についても『いい』だから縮小してもよい、との考へはない。あくまでも国基準に準ずる」と答弁しました。

日本共産党 生活相談所

何でもじ 相談ください。

・毎週火曜日（一四時～、十八時三〇分～）

・電話・四八〇一五四七七

・住所・和歌山市土入二四一の五

顧問には弁護士・税理士・行政書士、

社会保険労務士が控えています。

日本共産党和歌山市議会議員

渡辺忠広ニュース

2009年3月 No. 18

自宅電話 和歌山市木ノ本71-54
073-452-5732
Mail watanabe@naxtnet.or.jp
市議団・電話 073-435-1113

支所・連絡所窓口業務廃止 廃止の中止を市長に求める

和歌山市は2011年度から市内の各支所（19）・連絡所（23）の窓口業務を廃止し、市内7カ所の「サービスセンター（ミニティーセンター）」に集約する計画です。

この計画で和歌山市は財政的効果として、人件費など年間3億4千万円を見込んでいます。

私は「市行政の基本は住民サービスの向上を図り、お年寄り・障害者を大切にすることだ。窓口業務の廃止は住民サービスの低下をもたらすもの」として、窓口業務廃止計画を中止し、存続すべきだと市長に求めました。

支所・連絡所の窓口業務廃止によって市内に現在5カ所（将来は7カ所）にしかないミニティーセンターまで「印鑑証明」などを取りに行かなければならなくなります。お年寄り、障害者など「交通弱者」にとって大変な不便をともなうこととなり、連合自治会会長、単位自治会長などの多くのからの反対の声が強まっています。

新たなギャンブル施設設置は「ギャンブル」顧客拡大

市長の「パチンコと同じような…」を批判

ギャンブル施設は大臣の許認可事項

本町地区への場外舟券発売所設置に關して、大橋市長が、一月九日、青少年への影響を記者に聞かれ、「例えばパチンコ店がある地区が青少年に悪い影響を与えるか、というようなもの」との報道がされた問題を取りあげました。

「パチンコと競艇は取締法が異なる。競艇は公営ギャンブルであり刑法第一ハ七条によって、設置・運営は規制され、国土交通省の許認可が必要な施設。設置には地元同意が必要な施設だ」と指摘しました。

また競艇を市の公営ギャンブルとしている長崎県大村市の「経営改善計画（ポートピア）」の例をあげ、「顧客拡大計画」をとりあげました。「計画」では「パチンコ店の新台入替時、優待券の配布」するとし、パチンコ、宝くじなどを買う方は一攫千金の夢を持つ「ギャンブルの醍醐味を知る階層」として位置づけ、新たな顧客拡大を図ろうとしている。また「遊びにおいてよ！ちびっ子ランドプロジェクト」として、「若い世代の誘導をはかるうえで『子どもをいかに誘導するか』は重要なポイントになる」としていることを紹介し、京都府八幡市の場外発売所では「キッズルーム」を設置し、子ども連れ親子の競艇ギャンブル顧客拡大を図っていることを取りあげ、本町に公営ギャンブル施設が設置されれば、和歌山市全体に大きな影響を及ぼすこととなることを指摘しました。

市長は「地元住民やいじむ達への影響については考慮されるべきだ」と答弁しました。

事業者・「誓約書」を半年間延期

六洋社は競艇振興会への「誓約書」の期限を半年延期しました。競艇振興会の取り決めは「誓約書提出後一年限りとする」としていますが、延期申請を受理しています。六洋社の二月十二日付け「再誓約書」は「地元との調整が整わなかつた場合は、計画を断念し設置のための活動を中止する」としています。

場外発売所設置反対市民のみなさんと、設置を許さないため精一杯力を尽しました。



京都府八幡市、ポートピア場内風景